【総合事業】指定に係る添付書類一覧

総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを実施するには、事業開始予定日の１か月前までに指定の申請を行う必要があります。審査に時間を要する場合もありますので、早めの手続きをお願いします。
なお、事業所指定の有効期間は６年間となります。指定を受けた事業所は、６年ごとに指定更新の手続きを行う必要があります。
更新を行わない場合や更新手続きが間に合わない場合は、有効期間の経過により指定の効力を失うこととなりますので、ご注意ください。また、指定を受けた事項に変更が生じた場合は届出が必要です。

提出書類	留意事項	備考	介護予防訪問介護相当サービス	緩和した基準による訪問型サービス	介護予防通所介護相当サービス	緩和した基準による通所型サービス
指定申請書		別紙様式第三号（四）	○	○	○	○
付表		介護予防訪問介護相当サービス・・・付表第三号（一） 介護予防通所介護相当サービス・・・付表第三号（二）	○	○	○	○
登記事項証明書または条例等	条例にあっては、公報の写し		○	○	○	○
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	指定を受ける予定月のものを記載。 次の書類を添付すること。 ・資格証の写し ・利用者集計表（介護予防訪問介護相当サービスのみ）（参考様式）	標準様式１	○	○	○	○
サービス提供責任者の経歴書		参考様式	○	○	－	－
事業所の平面図	・事業所の平面図に各室の用途及び面積を記載すること ・当該事業の専用部分と他の共用部分を色分けする等により使用関係を分かりやすく表示すること	標準様式２	○	○	○	○
設備等一覧表		標準様式３	－	－	○	○
運営規程			○	○	○	○
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		標準様式４	○	○	○	○
誓約書		標準様式５	○	○	○	○